

平成29年度 住宅耐震診断申込者募集!

お問合せは、建設課 管理係 18番窓口 ☎64・1124

1. 耐震診断事業

- (1) 木造住宅
 - ・費用 無料
- ・募集定数 先着10件

(2) 非木造住宅

- ・費用 診断費用の2/3を補助(89,000円上限)
- ・募集定数 先着5件

(3) 申込方法

湯浅町建設課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入等のうえ、お申込み下さい。

※申込用紙は、事前に建設課において配布しています。

(4) 受付期間

5月8日(月)午前9時から受け付けます。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

(5) 対象建物

- ①平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
- ②地上階数が2階以下で、かつ、延べが200㎡以下のもの

※今年度から対象建物の要件が変更されています。

変更前

昭和56年5月31日以前に着工された住宅

変更後

平成12年5月31日以前に着工された住宅

2. 耐震改修事業

耐震診断を受けられた方で、診断結果が悪い場合には、補強工事に対する補助事業があります。

軽自動車税の減免申請について

税務課 課税係 2番窓口 ☎64・1106

- 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車について、一定の要件のもとに軽自動車税を減免する制度があります。減免を受ける場合は左記のものをご用意のうえ、期日までに税務課へ申請をしてください。
1. 減免は、身体障がい者等一人につき一台です。(普通自動車等も含む)
 2. 障害の程度によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務課へお問い合わせください。
 3. 提出期日
平成29年5月31日(水)
 4. 減免申請に必要なもの
① 手帳(交付されている次の手帳のいずれか)
・身体障害者手帳
・戦傷病者手帳・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
 5. 運転免許証(身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合、運転者の免許証)
 6. 印鑑(認印可)
 7. 自動車検査証
 8. 納税通知書
 9. 生計同一証明書(身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合)
 10. 常時介護証明書(身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する方が運転する場合)
 11. 通知カードまたはマイナンバーカード



平成29年度 出張年金相談のお知らせ

和歌山西年金事務所が、湯浅町で偶数月に出張年金相談を行います。相談は完全予約制となっておりますので、和歌山西年金事務所にお申し出下さい。なお、その際は、基礎年金番号や相談内容について確認します。本人以外の方がお越しになる場合は、委任状が必要になるケースがありますので、事前に年金事務所でご確認ください。

- 実施日 6月7日(水)
8月3日(木)
10月5日(木)
12月7日(木)
2月1日(木)

- 実施時間 午前10時～午後3時
実施場所 湯浅町役場 1階 多目的室
予約受付 和歌山西年金事務所 お客様相談室
☎073・447・1660 (平日8:30～17:15)

- 注1) 出張年金相談では、主に年金給付に関する相談のみとなります。国民年金保険料の徴収、厚生年金適用関係の届書の受理等は行えません。
- 注2) 出張年金相談は完全予約制となっております。予約が定員を上回った場合は、受付を中止させていただきます。

出張年金相談のメリット

- ▶ 普段、役場で受け付けてもらえない書類の提出が出来る
厚生年金に加入していた人や、第3号被保険者期間のある人の年金請求、遺族厚生年金の請求など、役場を経由しない請求書等の提出ができます。年金の請求には、それぞれの年金加入状況にあわせて異なる添付書類が必要ですので、ご予約の際に確認しておくことをお勧めします。
- ▶ 将来の年金受給見込額の試算をしてもらえる
年金の受取額は、それぞれの年金加入状況やもらい方(繰上・繰下請求)によって変わります。年金事務所への直接来訪、ねんきんネットを利用する方法などがありますが、この機会に、将来の生活設計の参考に、確認してみたいかがでしょうか。なお、見込額試算は、50歳以上の方に限られます。
- ▶ 個別の年金加入状況に応じた年金相談が受けられる
年金は、加入状況や納付状況、生年月日など、様々な条件が組み合わさった仕組みです。出張年金相談では、日本年金機構の保有する年金加入状況を元に、個別の事例に応じた相談が受けられます。